

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件

原告 横田 敦

被告 国立大学法人東京大学 他2名

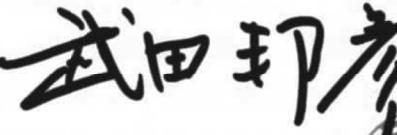
## 陳述書

平成23年2月1日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

武田邦彦

(住所) [REDACTED]

武田邦彦  
  


### 1. 陳述書の趣旨

私(筆者)は、物理化学、材料工学を中心とした教育を終えた後、工業を業とする企業の技術者、同企業が所有し国の大規模資金を提供された研究所の所長、私立大学教授、国立大学教授を歴任し、それに付随する研究教育活動、文筆業(その著作の一部は高等学校の現代国語の教科書に収録されている)、マスメディアの活動などを行い、現在、中部大学教授として研究教育に当たっている。また、地球温暖化問題、リサイクルなどの環境問題について主として近代科学との整合性についての研究を実施し、書籍の出版などの活動を行っている。

このような筆者の経験とその過程で積み重ねてきた知見や判断を元に、本訴訟に幾ばくかの貢献が可能ではないかとの認識のもとに本陳述書を提出するものである。なお、わが国における裁判員制度の実施に伴い、日本の裁判において、法律的な見地に加え、社会における一般通念をも反映することが重要性を増したと認識されるに至ったことも、主として研究者、教育者、および科学的事実を社会に発信してきた筆者が見解を述べることにもいさかの意義があると考えた理由である。

## 2. 科学の反論と名誉毀損について

科学(科学は一般的には法学、社会学などを含むが、本陳述書においては、特に断らない場合は自然科学を意味するものとする)は、懷疑をもってその主たる活動とする。それは科学が進歩と密接に関係しており、進歩にはこれまでの概念につき懷疑をもち、これを否定して新しい概念を作り出すことを含むからである。

従って科学的論争には懷疑は必然的なものであるが、それは「科学の内容」に対する懷疑であり、「科学者」の人格に対する懷疑であってはならないことは当然である。筆者の経験でも学会において、たとえばある「A」という新しい触媒についての効果とそのメカニズム(触媒として効果のある化学反応としての内容)を発表すると、それに対して時には「激しい」反論に遭遇することがある。しかし、その反論は「Aという触媒は有効ではない」とか、「提案されているメカニズムは間違っている」という反論であり、「武田は奇妙な人物である」などの個人の人格についての批判を学会で受けたことはない。科学者個人の人格の誹謗は学問的批判の根拠とはなりえないからである。

ただ、筆者の経験では高分子学会で「リサイクルは資源を余計に使用する」という研究結果を発表したときに、会場から「売国奴！」と呼ばれたことがあるが、この経験が武田の人格についての批判らしき発言を学会で受けた唯一の経験である。このようなことが皆無ではないが、科学の世界では発表した内容についての異議は唱えても、その人物が「勉強不足」、「能力不足」、「売国奴」などということは科学には無関係であるので、そのような批判は不適切であることは、科学者であれば当然わきまえているべきことである。科学者も人間であるから、一時的に感情的になって人格の攻撃をすることも皆無ではないが、そのような場合は、冷静になった後で、不適切な攻撃の影響に応じて謝罪するのが、科学者の間における良識、文化であり、常識的な対応である。

このような科学の社会における文化を重視することは健全な科学の発達に重要である。特に国家権力やその他の強い影響を持つ機関や人からの攻撃は社会的に強く抑制する必要があることは近代日本社会のコンセンサスであると筆者は感じている。

本事件の場合、いわゆる「温暖化懷疑派」の学者を特定し、特定された学者の著書論文を引用する形で個人名を挙げている。反論の書籍に反論の対象である著書論文の執筆者の個人名を挙げて引用し、反論をすることは普通に

行われるが、その反論は、対象である科学的なテーマに関する科学的論拠に基づく反論であるべきであり、人格に対する攻撃や論評であってはいけない。

本事件の対象となっている書籍（「地球温暖化懐疑論批判」（東京大学、発行年不詳、おそらく2009年5月14日（IR3S/TIGS叢書の創刊）。以下「本書」という。）には、科学とは無関係の人物についての記載が散見される。

### 1) 経歴などについての記述

#### 本書4ページ右下段

「新版の論文もどきの著者はArthur B. Robinson、Noah E. Robinson、Willie Soonの3人である。NoahはArthurのもうひとりの息子で、博士号をもちPNASや他の雑誌に論文を出した経歴もある。しかし、その専門は父と同じ生化学であり気候にかかわるものではない。このRobinson *et al.* ( 2007 ) の内容については、気候科学者による批評 ( MacCracken 2008 ) がある。」

では冒頭の「論文もどき」という不適切な表現や、書かれた内容には関係のない「一人息子」などの著者の親子関係や、専門が「気候にかかわるものではない」などに触れている。このような出生や身分、専門などによって学問的な評価をする例は歴史的にも見られ、ナチスドイツ時代の「ユダヤ人や劣等民族の人物」とか、ソ連のルイセンコの「共産主義ではない国で育てられた植物」などがそれに相当する。

### 2) いわゆる「懐疑論者」の意図に関する記述

#### 本書8ページ右中段には、

「既得権益死守を目的とした戦略的懐疑論者の真のターゲットも専門家や学会ではない。彼等の目的は温暖化対策の必要性に対する社会認識ができるだけ希薄なものにすることなので、それを実現するための戦略として、とにかく「温暖化問題はなんとなく不確実性が大きい」という消えにくいイメージを世間一般の人々の頭の中に植え付けようとしている。」

としているが、本書では懐疑論者を個人名で特定しており（特にこの8ページ上段では、梶田、武田の名前を挙げている）、そのうちの一名あるいは両名が「既得権益死守」の目的を有して活動し、「イメージを（中略）植え付けようとしている」と断言している。このような「反論」は科学的な反論ではなく、行動目的の推定であり、かつ学者が「既得権益死守を目的」という意図を持っているという記述は明らかな自然科学者への人格攻撃である。

### 3) 学問的な計算などに対する批判

次の例は本事件の原告に関する部分ではないが、この陳述書の筆者である武田についても随所に科学とは関係のない記述が見られる。たとえば、12ページ左最下段には、

「武田が根拠なく勝手に行つた計算に過ぎない。」

との記載があるが、この文章の作者（不詳）から筆者は根拠を聞かれたこともなく、「勝手に行った計算」かどうかの確認を受けたこともない。このような非科学的な人物批判について議論すること自体が、筆者をはじめとする科学者の活動の範囲には存在しない。

また、類似記述は各所に見られる。59ページ左の文章の最下段（下記前者）と60ページ右最下段（下記後者）には、

「IPCC第4次評価報告書のどこにもなく、武田の主観にもとづく文章である。」

「以上、海面上昇に関して、武田（2007a、2007b、2008a、2008b、2008c）では、最新の研究成果やIPCCの報告書の内容について正確に触れずに、一部の都合の良い記述のみを、一見客観的に見えるものの、実は主観的な表現を交えて社会に紹介しているといえる」

とあり、武田が科学的根拠無く「主観（読者には根拠がないことを言つては理解できる）」で執筆しているとしている。この部分についても、文章の作者より筆者に問い合わせなどは一切なかった。科学は方向性を持たないものだから、「主観にもとづく文章である」、「都合の良い」とか「一見客観的に見えるものの、実は主観的な表現を交えて」などは科学者個人に対する誹謗中傷以外のなものでもない。

#### 4) 学者の行動についての記述

本書には学者の行動について、（本人に確認なしに）推察によって本人の誹謗中傷をする表現が目立つ。上記の3) もそうであるが、たとえば33ページには原告について、

「本稿冒頭で紹介した討論会で筆者らはこの矛盾について梶田氏に問いただしたが、明確な回答を得ることはできなかった」

と記載されている。読者はこの文章に記載されていることの事実を確認することはできない。本書は東京大学の出版物であることから、これを読む読者は、執筆者がその内容について厳密な事実確認を行っているはずであり、従って本人に確認していると信じて読むであろうと考えられる。しかし、筆者（武田）は原告の研究内容、研究姿勢等を知悉しているが、二酸化炭素の吸収は原告の主たる研究の一つであり、常に解析、判断、発言は明確なので、討論会で原告が明確な回答をしないことは考えられない。従ってこの記述は虚偽であり、原告の誠実さに対して著しい侮辱であるとしか思われない。

#### 5) 「科学的事象」を「人の固有のもの」として表現している

人文科学などでは時に見かけることがあるが、「誰々の主張」という表現は自然科学では多用しない。それは自然科学发展を相手にしていて厳密な証明を積み重ねて行くので、それを明らかにした人物を越えているからであ

り、かつ人物を特定しても対象物が特定できないからである。たとえば、33ページには、

「植田（2006）や近藤（2006）の主張によれば、」

という表現が複数出てくるが、CO<sub>2</sub>の増加の原因について本書の著者の考えを厳密に述べれば良いのである。

この節の最後、34ページの右最下段の記述をみると、本書が学術書としては成立し得ないものであることが分かる。

「最後に補足するが、世界の「人為的排出二酸化炭素温暖化説」否定論者のうちでも、このグラフ（図6）を使って「温度が原因で濃度が結果」という論を立てるのは、私たちの知る限り、日本の論者のみである。これには根本（1994）の影響力が大きかったと思われる。」

「日本の論者」とか「根本の影響力」などは、科学とは関係がない。この記述は、本書が科学的探求を目的とした学術的なものではなく、政治的な目的で制作されたことを示している。

もっとも、このことは著者らも理解はしていると考えられる記述もある（41ページ右最下段）

「繰り返して言うが、もし、このような数字を否定するのであれば、一つ一つの研究結果に対して具体的な反証を挙げるべきである。」

まさにここに記述された通りで、科学は一つ一つの研究結果について具体的な反証をあげて論じるべきであり、「誰々の説」とか、「根拠無く勝手に計算した」などは、科学的な批判や反論を目的とする記述ではない。

## 6) 本は科学的事象の反論ではなく、人物ないし人格に対する攻撃を目的として作られた

本書の題名は「地球温暖化懐疑論批判」となっているが、内容は「懐疑論者批判」になっている。たとえば、36ページ左上段には、

「まさにこのような批判こそが、地球温暖化の理論と古気候復元結果との整合性を「懐疑論者」が十分に理解あるいは研究していないことの証左と言える。」

とあるが、この節の前段は、気候学者が認めている科学的な事実が列挙され、懐疑論の背景には気候学者が認めている事実に関する誤った認識があるとして、この節の最終結論は、懐疑論者の批判内容は、「懐疑論者」が地球温暖化の理論と古気候復元結果との整合性を十分理解あるいは研究していないことの証左と言える、としている。つまり、本書に書かれた科学的な議論は、「懐疑論」の批判のために用いられているのではなく、「懐疑論者」、つまり批判対象としている学者の人間そのものを批判する「証拠」として用いられていることが明白になっている。

7) 理論を「独自の理論」と「多数の理論」に区分している  
本書49ページ下段に、

「また梶田(2006)は独自の理論により」

とある。この表現は「独自の理論」が尊敬される学会ではほとんど発言されることはないが、マスコミなどでは頻繁に用いられる。その一つの例として、筆者がある大阪のテレビ局でIPCCの内容を紹介しIPCC報告書には「温暖化すると南極の氷は増える」と記載されていると発言したら、テレビの画面に「異端児、武田邦彦」と字幕がでた。隣のアナウンサーが「すみませんね。異端児などと言って」と謝ってくれたが、筆者は「学者の世界では異端児は尊敬される言葉です」と返した。筆者は「私はIPCCの報告書をそのまま言ったのです。もし異端児なら日本人全部でしょう。あなたはどこで「温暖化すると南極の氷は減る」と知ったのですか?」と質問すると、「テレビで聞いた」と言われた。つまり、「独自」とか「異端児」というのは学問的な世界では表現されることであるが、一般的には「そのようなことを言っている人は少ない」ということを印象つける批判的表現で、だからこそアナウンサーが謝った経緯がある。また、筆者は時々、講演会で司会の人が「独自の説とご紹介してすみませんでした」と謝罪されることがある。これらのことからわかるように、「独自の理論」という表現を一般人向けの文書に使用することは、対象者を誹謗することを意味する。

8) 社会的通念では犯罪的であるような記述も見られる

本書の中には社会的通念ではやや犯罪的である記述も見られる。著者の筆が滑ったという感じもするが、東京大学がその名前で出版したものとしては、回収、謝罪、損害賠償などを自主的にした方が良い。たとえば、72ページには早稲田大学池田清彦教授、東京大学渡辺正教授、横浜国立大学伊藤公紀教授、東京工業大学丸山茂徳教授、東京大学養老孟司名誉教授、それに筆者の名前を挙げて、その左下段には、

「そういう批判をしている人の多くが、かつて京都議定書の排出削減を厳しいものにならないように画策していた。だから、自分たちで効果を無理矢理小さくしたことには知らんぷりしながら、「効果が小さい」と言って批判しているようなおかしな状況とも言える。」

とある。ということはここに名前を挙げられた6人の内、少なくとも一人は京都議定書の排出削減について何らかの画策をしていたことになり、そのことについて「知らんぷり」をして批判しているということになる。人物を特定していないので、6人全員にある「嫌疑」がかかっていることになるが、このような記述は学問的な書籍でない一般的な書籍でも許されないこと、つ

まり犯罪を指摘しているような記載である。類似の記載は、73ページ下段でも、

「自己利益だけのために温暖化対策に反対する人々に都合よく使われ、」  
とある。

このような記述からも、本書は「科学的、学問的書籍」ではなく、政治的思想的目的を持った書籍であり、東京大学は直ちに回収し、書籍を所持している人に返還を求め、公的に謝罪し、関係者にその損害を賠償する事を自ら行うべきである。

### 3. 東京大学の社会的意義と責任について

東京大学はかつて国立大学であり、現在は大学法人である。そのような法律的な立場から東京大学は社会的責任とその活動制限の範囲で日本の発展に力を尽くす必要があると考えられるが、ここでは、法律的な規定を念頭に置きながら、社会通念的に、また実質的に東京大学が有している影響力、権力、社会的立場から、本事件を論じる。

言うまでもなく、東京大学はかつての帝国大学のトップであり、国を指導する多くの人を派出し、現在でももっとも権威のある大学として位置づけられ、研究費も多く、大学受験でももっとも入学試験が難しい大学として知られている。このようなことは法律に記載されていることではないが、東京大学の社会的責任を考える場合は重要な背景事情として考慮すべきことであり、それを無視したら空理空論になる。

本事件に関しては、原告準備書面(1)(2010年4月4日原告提出)に指摘されているように、東大総長小宮山宏(任期2005年4月から2009年3月)が2009年に「私が代表を務める IR3S という、大学機関をネットワークした組織で、懷疑論に反論する本を5月(予定)出版します」と話し、その目的が「温暖化懷疑論に終止符を」打つことであり、具体的に「東北大明日香寿川教授、住明正教授を中心になって、しっかりと反論しています」と述べている。

事実、本書は、出版日付は不詳であるが、住明正教授の「創刊にあたって」には2009年5月14日の日付となっており、筆頭著者が東北大学の明日香寿川教授である。すなわち(被告は否定しないと考えられるが)、本書籍が小宮山宏東大総長(当時、以後肩書は割愛)の指導によって作成され、東京大学の組織を使い、税金を使って印刷、出版され、無料で配布されるとともに、ネットにも常にアクセスできるようになっている。そしてこの書籍はすでに記載したように「温暖化懷疑論を批判する」内容ではなく、具体的な

学者の名前を挙げて中傷している。

法律的な解釈は別にして、憲法を尊重し、そのもとで平和的な活動を行ってきた筆者は衝撃を受け、憲法第23条に明記されている学問の自由が侵されたと感じた。すなわち、東京大学の出版物が特定の学者の批判を展開すると、東京大学が有する権力が直接、指名された学者の学問的活動に影響を与えるからである。

東京大学は、学問的には「もっとも優れた機関」と認識されており、自ら膨大な研究費を持つとともに、その教員は科学研究費（通称、科研費）などの審査委員を多く出し、学会における指導的立場や、学問に関する諸団体の長などを勤めている。すなわち俗に言う「東大ににらまされたら学問的活動はできない」という状態になる。

具体的には、東大に名指しで人物を批判されると、「あの学者は怪しい」、「研究費の配分は見送ろう」、「公的な役割は控えてももらいたい」、「論文をそのまま通しにくい」、「再就職の斡旋はしにくい」などが生じる。このようなことは歴史的にも社会的にも当然のことであり、このような暗いことが行われないように、憲法で「学問の自由はこれを保証する」と定めていると考えていた。

従って、著者は小宮山宏のコメントと本書の頒布は、学問の自由の保証という憲法の理念を裏切る、学者にとってあるまじき重大な違法行為であると考えている。

さらに東大総長はその社会的責任として「学問の自由を守る」という立場を取るべきと筆者は考えている。これは筆者独自の考え方か、法律的にも同様であるかは不明であるが、日本における最高の学問の府は、憲法を遵守する責任があると考えられる。もとより発言は自由であるが、それが具体的行為、特に具体的な学者の批判を組織として行うに到れば、憲法違反ははっきりしていると考えられる。学問の本質の一つが「懷疑」である。仮に歴代の東大総長が小宮山宏と同じように、特定の研究の「懷疑論」に「終止符」を打つために、次々と「東大の組織活動」を利用して、「出版物を無料で頒布」し、懷疑論者に対する人格攻撃を行うことになると、東大総長の価値観に合わない研究テーマが組織と国費による爆撃を受けて、日本の学者は実質的に学問の自由を奪われるだろう。

たとえば、温暖化が問題になってから2010年まで、いわゆる温暖化懷疑派からコンピュータを使った気温変化の研究報告がほとんどないのは、科学の研究には研究費が必要であるが、それが獲得できることによっている。つまり、特定のテーマの研究のための研究費の獲得が困難になっていることがすでに学問の自由に大きく影響を与えている。

政治的な汚職などでは、司法はきわめて厳しく、「どこどこで何を言った」ということも「実質的に不当に便宜を図った」行動の一つとして刑事罰の対象となっているのに対して、学問の自由については「学問の自由が明確に侵されたことが実証されない限り、実質的な制限がかかっても目をつぶる」という態度に終始しているように感じられ、それが小宮山宏に対する法律上の責任の追及が十分に行われない理由と感じている。

本書はすでに前章で述べたように、東京大学という機関が出版するには極めて不適切なものであり、小宮山宏と責任者の住明正教授は、書籍の回収、すでに配った人の捜索、諸費用の国に対する弁済、具体的に批判された人への謝罪、公の場所での謝罪などを行う必要があり、それは生涯を学者として過ごしたお二人が、ご自分の活動も学問の自由があったこそであり、是非、自発的に行ってもらいたいものである。

#### 4. 憲法で定められた学問の自由について

東京大学と憲法の学問の自由についてはすでに述べたが、この章では筆者の経験から、学問の自由が日本の学者の人生にとってきわめて大切なものであることを示す。

筆者は大学を卒業してから企業に入社し、技術者としての半生を送った。その時には世界的にも評価された学術的な内容だったが、研究テーマの選択、実施は会社からの指示、あるいは許可を得て行われ、その指示や許可は「収益的な判断」であって、「学術的な判断」ではなかった。また発表についてはそれが企業にとって利益になるか、少なくとも損害を与えない範囲に限定され、厳しい社内の申請、担当部署の許可を経て実施した。

その後、企業の技術者から大学の教員になると、筆者は自らテーマを選択し、実施し、発表できるようになった。また教育分野でも担当の講義は決まっていたがその中でなにを教え、学生をどのように評価するかは筆者に任せられた。

このことによって筆者は学術的業績を上げて、私立大学から国立大学へ招聘され、さらに現在、私立大学で教鞭を執っている。すべて学問の自由のおかげである。

また、現在所属する大学は私立大学であるが、教員に対する学問の自由は憲法を尊重して運営されており、筆者の「温暖化批判」についても大学管理部は「武田教授の学問的良心と自由に基づいて行動してください」と好意的にとらえていただいている。私立大学には経営という問題があるが、それでも憲法に定められた学問の自由を厳格に守っていただいているのである。

また学生に対して温暖化を教えるときには、地球の気温の変化、変化の原因となる物理的な内容、そして現在の地球の気温の変動要因に対する諸説の紹介を行い、自らの学問的立場を強調することはない。学生には学問をそのまま教えてもらう権利があるからである。

大学の教員には「労働組合」のような身分を保障してくれるような組織はない。また上司も部下もいないので、代理もきかない。だから、学者が自分の身を守るのは憲法23条しかないと言ってもそれほど大げさではない。このように筆者は大学に移動してから学問の自由を支えとして活動を行ってきた。その意味では東大総長が「懐疑論に終止符を打つために、東大の組織力と国家の資金を使った」という事実は大きな衝撃である。

筆者は講演をすることがあるが、時折、「先生はなぜ、発言に配慮しないのですか」と言われたり、「先生は体が小さいのによく国家相手に戦いますね」と言われたりする。前者については「私は憲法23条で社会から特別な自由をいただいている、学問の自由の恩恵を受けていることは、自分の研究成果をそのまま発表する義務があると考えています。私が何かに遠慮して自分の発表に加減をするときには、私は同時に学問の自由の権利を断ります」と答え、後者には「日本ではどんな力の弱い人でも平等に守ってくれる司法がありますから」と答えることしている。

今回の事件では、筆者は現役の大学教授であり、不利はあっても何とか自らの研究成果を発信する機会はある。それでも筆者は、本事件で問題になっている書籍が流布されるとともに、書籍執筆の依頼が減り、公的な機関での発言はほとんど得られていない。東大が一個人に与える影響は大きい。

これに対して、原告はすでに退職され、発信する機会も少ない。しかし原告は物理学では常に真摯に学問的根拠に基づいて研究結果を発表されていることは多くの人が認めるだろう。その人に向かって東大が組織を挙げて国のお金を使い、しかも本人のことを記述するのに本人にも確認をせず、さらに裁判に提出された書類を見ると、原告の問い合わせに対して東大が不誠実な回答をしている。型式はともかく、これほど学問の自由の精神に反することはこれまで経験したこともない。

## 5. 温暖化の学問的評価について

日本に居住する一般人は理解する事が難しいだろうが、筆者は「CO<sub>2</sub>は増加した方がよい」という考えである。荒唐無稽に感じられるだろうが、「生物の繁栄のためにはCO<sub>2</sub>が多い方が良いか?」という問い合わせに対して、それに反対する科学者はいないと考えられる。生物の原料はCO<sub>2</sub>だからである。

ただ、現実的には「いつ頃からCO<sub>2</sub>を増加させるのが適切か？」という時期の問題があり、その時期は、今から以後で、大気中のCO<sub>2</sub>が減少して全ての生物が絶滅する以前であることは間違いない。つまり、現在からCO<sub>2</sub>不足で生物が絶滅するまでの間、どこかの時点でCO<sub>2</sub>は増やさなければならない。

筆者は直ちに増やすべきと考え、東大はもう少し後に増やせばよいとしている。しかし、それは学問的な議論と政策的な議論、そして人間の生き方としての思想的な議論であり、時期に差を生じるのは当然である。

学問は「そもそも対象物はどのようなものか」ということも大切で、地球上の生物は37億年前から存在し、現在のCO<sub>2</sub>濃度より低いときは無かつたのであるから、「そもそもCO<sub>2</sub>は増やした方がよい」というのは地球の歴史と生物の生理からみて、学問的に否定できるものではない。

次に、近未来100年ぐらいの間に、地球が寒冷化するか温暖化するかについて、長い時間（1000年単位）の観測値は寒冷化を示しており、中程度の時間（数100年）では太陽活動による温暖化、そして短期間（数10年）では地表は温暖化の傾向にある。政治的には短期間の変化だけに注目しても良いが、科学としては長期間に注目されている人と、中程度の時間を問題にしている方がおられる。それぞれによって将来見通しや対策などが違つて当然である。

また、筆者は「温暖化するか、寒冷化するか」についてはあまり関心がなく、「世界の気温や損得」についても興味は薄く、「気温が変わると日本の環境はどうなるか」を問題としている。そして、現在の考えは「日本が温暖化しても被害は少ないが、寒冷化の被害は大きいので、寒冷化に備えた方がよい」という考え方である。つまり、本著で懷疑派として批判の対象になっている学者もその批判内容は異なる。そして、筆者は「温暖化論者」も含めて「異なる考え方の学者と話をする」のはとても有意義で歓迎している。

学問は方向性を持たない。学問は損得でもなく、行動でもなく、また法廷でもない。研究してはいけないテーマもなければ、他の学者から見て研究方法が間違っていると思われてもそれは学問的には問題にはならない。研究方法、データの取捨選択を含めて学者の判断にゆだねられる。

さらに、地球温暖化という問題は、1988年のアメリカ上院の公聴会における証言が切っ掛けとなって社会的な関心を呼び、各国政府に助言をする機関としてIPCC（国連の気象変動に関する政府間パネル）が設置された。そしてIPCCは自由な参加、自由な発言が許されていないので、もちろん学術団体ではない。つまり、学術団体としての「温暖化の研究や議論」はまだ未成熟なのである。ちなみにIPCCは各国政府に対して報告書を出して

いる。学問は「統一した結論」の存在を否定するし、特に温暖化のように研究が始まつたばかりで議論のあるテーマについて「統一見解」などを出したことはない。その意味で、地球温暖化について学問的な結論が出ていない。

さらに筆者が興味を持っている「気象変動による日本の環境への影響」という事になると、温暖化自体が100年後と言われていることもあり、まだ科学的な結論を出せる時期ではないのは当然である。事実、IPCCの第二作業部会（温暖化に伴う被害の警告）の報告書でも、「日本」の記述は皆無、もしくはほとんど見られない。これは日本が海に囲まれているという地理的な条件がもっとも大きい。

従って、著者の関心分野では、研究自体が緒についたばかりであり、「懷疑」も存在できない段階だということが言える。

日本においてはマスコミの報道もあって、IPCCの報告書が学術的報告とされているが、IPCCは学術論文を中心として参照しているという手続きを主張しているだけで、その運営システムは非科学的である。このことは2009年11月に起こった「クライメートゲート事件」でIPCCのいい加減なデータ処理が問題になり、国連に設置された委員会は「外部の学者を入れるべきだ」という趣旨の答申をしている。((注) クライメートゲート事件は2009年にイギリスのイーストアングリア大学で起こったメール盗難事件で、温暖化の首脳部がいかがわしいメールを交わしていた事件。このことがなぜ日本で報道されないかについて、2010年5月に行われた日本学術会議の研究会で日経新聞の記者が「これまで温暖化が怖いというキャンペーンを続けてきたので、記事を書きづらい」という趣旨の発言をしている。)

## 6. 「温暖化対策」の論理的破綻について

「温暖化するかどうかは不明だが、もし温暖化すると取り返しがつかなくなるので、今から温暖化対策を取らなければならない。それに反する情報発信は反社会的だ」という東京大学の論理は破綻している。

温暖化するかどうかは学問的に不明である。従って、温暖化するか、気温が変化しないか、あるいは寒冷化するかの可能性はいずれもある。従って、同じ論理で「寒冷化するかどうかは不明だが、寒冷化すると取り返しがつかなくなるので、今から寒冷化対策を取らなければならない。それに反する情報発信は反社会的だ」というのもまったく等価に成立する。

このようなプロパガンダは政治的にはあり得るが学問としては成立しない論理破綻である。

筆者は「温暖化による日本への影響」を中心に研究をしているが、日本が温暖化によって被害を受けるかどうかはまったく不明である。日本は中緯度（温帶）にある島国で、四方を海で囲まれている。日常生活でお風呂をわかつときに風呂桶の水をお湯にするのであり、お風呂場の空気を暖めない理由は「水と空気が共存するところの温度は水の温度に支配される」からである。この物理的原理から、日本の場合は海水温が気温を決定する。

一方、CO<sub>2</sub>による温暖化が起こったとしても、それはお風呂場の空気を暖めるようなものであり、空気が海水を温めるにはかなりの時間が必要となる。お風呂場の空気を80℃にしても風呂桶の水の温度は上がらないのと同様である。従って、CO<sub>2</sub>による温暖化は日本には変化を与えないことになる。

また日本の気象庁の計算によると、CO<sub>2</sub>による温暖化は北海道の冬に顕著で、本州から南の夏の気温はあまり変化が無いと予想されている。つまり日本では「寒いところの冬は気温が上がり、暑いところの夏は気温があまり変わらない」という特長があり、望ましい方向である。

一方、地球上は上空気温、海底水温はともに地表気温よりかなり低く、何かの擾乱があると地表気温は急激に下がる。これが氷河期（冰期ともいう）であり、日本は全面的に氷河に覆われてきた。これは大変、危険であり、安易にCO<sub>2</sub>を減らすと人類は絶滅の危機すらあり得る。

また日本語には「冷害」という言葉はあるが、「温害」という用語はない。温帶地方にある日本は気温の低下が災害をもたらす。

また、気温の上昇とともに起こるといわれている、マラリアの蔓延、台風の増加（熱帶性低気圧の気圧変動と数の変化）、生物種の減少なども、マスコミでは取り上げられているが、学問的には否定されている。学問がマスコミに左右されなければならないということはない。

## 7. 個人への批判と団体（政府など）の批判について

批判の対象とする学問的な内容について批判を加えるのは問題が無く、また巻末などに批判の対象となる論文や著者を記述するのも科学の世界では用いられている。ただ、本著のように「科学的内容」より「個人の名前」を全面にして批判を展開する必要は無い。

また、政府、大学、NHKなどに対する批判は可能と考えられる。特に著者は自らが参加し、出資している機関については自由に批判を展開して。政府や自治体は国民の公僕の運営する機関であり、大学は所属しており、NHKは受信料を払っているので、批判は可能と考えている。

さらに個人の場合、巨大な権限を持つ公的な場合、たとえば首相、大臣、東大総長などの公的発言は自由な批判の対象となり得ると考えている。

一方、自分より情報発信力の低い人、何かの事情で発信が難しい人、社会的立場の弱い人については、人の名前も出さないようにして、その人が言っていることだけを批判するようにしている。

このような配慮は科学の発展にはきわめて重要であり、学問の自由を現実的に守るために国民が行わなければならない義務であると考えている。同時に学問の自由が認められているので、「匿名の批判」をする必要は無く、匿名批判も同時に忌避されるべきと考えている。

## 8. 証人の経歴など

(筆者が一般に公開している略歴)

### ・主たる活動

中部大学 教授 (所属： 総合工学研究所)

高知工科大学客員教授、多摩美術大学非常勤講師、

内閣府原子力委員会専門委員、文部科学省科学技術審議会専門委員・名古屋市経営アドバイザー、名古屋ウェストライオンズクラブ会員・日本工学教育協会特別教育士、シニア創造学院客員教授、青森県鰹ヶ沢町顧問、うるま市アドバイザー、富山環境顧問・旭化成工業株式会社・社友、芝浦工业大学・名誉賛助員 名古屋大学高等研究院・院友

### 経歴など

昭和 18 年(1943)6 月 3 日生まれ。昭和 37 年(1962)都立西高等学校卒業・昭和 41 年(1966)東京大学教養学部基礎科学科卒業。同年(1966)旭化成工業(株)に入社、(1986)同社ウラン濃縮研究所長、平成 5 年(1993)より芝浦工业大学工学部教授を経て、平成 14 年(2002)より名古屋大学大学院教授、平成 19 年より現職。

・工学博士、専攻は資源材料工学。東京大学、京都大学、東北大学、横浜国公立大学、早稲田大学、立教大学、愛知大学、上智大学などの非常勤講師、文部科学省中央教育審議会専門委員、工学アカデミー理事、芝浦工业大学評議員、学長事務代理、大学改革本部長代理、教務委員長、NEDO 技術委員、日本工学教育協会常任理事、JABEE 工学一般審査委員長、非営利法人「おもしろ科学たんけん工房」「テクノ未来塾」理事などを経験。

物理化学的手法を用いた原子力、材料、環境などの研究と、倫理などの研

究。専門は資源材料工学

主な受賞：日本工学教育協会工学教育賞（倫理）、日本原子力学会平和利用特賞、日本エネルギー学会賞、日本工学教育協会論文・論説賞（創成科目）、マテリアルライフ学会論文賞、資源素材学会発表論文賞、World Materials Day Award など。

主たる著書（共著を含む）：「君が地球を守る必要はありません」（河出書房、2010）、「CO<sub>2</sub> 25%削減」で日本人の年収は半減する（産経新聞出版、2010）、「偽善エネルギー」（幻冬舎、2009）、「科学者が読み解く環境問題」（シーエムシー、2009）、「大麻ヒスティー」（光文社、2009）、「電子/電気製品の発火・不良原因の究明技術と安全対策」（技術情報協会、分担執筆、2009）、「暴走する「偽」環境ビジネス」（KK ベストセラーズ、2009）、「欧洲化学物質規制ハンドブック」（エスティーエヌ、分担執筆、2008）、「27人のすごい議論」（文春新書、639、共著、文藝春秋社、2008）、「日本の論点」（文藝春秋、分担、2008）、「間違いだらけのエコ生活」（主婦と生活、2008）、「偽善エコロジー」（幻冬舎、2008）、「高等学校国語現代文」（第一学習社、2004、"愛用品の五原則"が収録される）、「高分子材料の劣化解析と信頼設計」（NTS、2007）、「自然に学ぶ材料プロセッシング」（三共出版、2007、共著）、「環境問題はなぜウソがまかり通るのか2」（洋泉社、2007）、「国債は買ってはいけない（東洋経済新社、2007）」、「環境問題はなぜウソがまかり通るのか」（洋泉社、2007）、「何を食べれば安心か」（青春出版、2004）、「難燃材料データブック」（NEDO、2003）、「難燃高分子材料の高性能化技術」（テクノネット、2003）、「二つの環境」（大日本図書、2002）、「エコロジー幻想」（青春出版、2001）、「リサイクル幻想」（文春新書、2000）、「リサイクル汚染列島」（青春出版、2000）、「リサイクルしてはいけない」（青春出版、2000）、「有機材料工学」（シグマ出版）、「日本における同位体分離のあゆみ」（日本原子力学会、分担執筆、1998）、「分離のしくみ」（共立出版、1988）、「New Developments in Ion Exchange」（Elsevier、1991）、「分離科学ハンドブック」（共立出版、1990）、「イオン交換」（講談社）、「日本の将来と产学連携」（丸善）、など約100。

学術論文・総説など約700編、学術発表約1300件、特許など約100件。

以上